

「災害被害を軽減する国民運動に関する懇談会」議事概要

日時：2009年2月13日 15:00～17:40

場所：中央合同庁舎5号館 内閣府防災特別会議室

出席者：出席者名簿参照 敬称略

1. 委員紹介

資料1に沿って事務局から紹介。

2. 開催趣旨

資料2に沿って事務局から説明。

3. 国民運動の現状について

資料4－1等に沿って事務局から説明。

4. 現状に対する認識について

資料6に沿って事務局から説明

5. 今後に向けた課題

資料7に沿って事務局から説明。それを踏まえ、以下の議論があった。

1) これまでの取組みの現状を踏まえた自由意見

- 地婦連では、消費者と女性の視点に立った防災学習会を開催し、それぞれの地域が持つ特性や既存のネットワークに加え、新しい団体や企業等にも必ず声をかけ、自治体の防災政策担当者の参加も得て、ジェンダーの視点を加えて取り組んでいる。
- 一日前プロジェクトやぼうさいカフェに関わった。地域の人材発掘に効果的な取り組みだったと感じている。また、総務省消防庁の「防災研修カリキュラム・講師支援教材」の作成にも関わったが、消防担当者の中で周知されていないのは残念。千葉県、東京消防庁等では先生用の教材とともに、幼児用の教材も作成され、足立区の幼稚園で試行したばかりであり、幼児を通じて家庭の防災への効果を狙っている。また、富士ゼロックスの「サバイバルカード」は大変参考になるので、この場で紹介する。
- 週1回の防災番組の放送を継続している。反響のあったテーマは4つ。1つ目は大阪大学の渥美先生の「イツモノート」の話など、普段の暮らし方に関するもの。2つ目はノウハウ的なもので、お便りを採用した方に非常持ち出し袋のリストやサバイバルクッキング、環境マップ等の、ちょっと真似できて楽しめるものを配布している。3つ目は特定の断層の地震想定等、すぐそばにある危機。4つ目は感情に訴える災害の歴史や体験談。大水害の体験である。
- 新大学生とその保護者向けに、安全なアパートの選び方や科目別の災害の話題を盛り込んだチラシを作成。視覚に訴えるイラスト等を入れる等の工夫をしている。大学入学のような人生のエポックメイキングの時に防災を入れ込むことが大事。今年度の社会福祉士の国家試験で社会福祉原論の問題に、防災についての問が1問だけだが採用され、防災の拡がりを実感している。
- 「コープ防災塾／わがまち防災マップシミュレーション訓練」を今年度130回程度開催し、約2千人の組合員が参加。訓練に参加した組合員から、「地域で近所の人たちとぜひやってみたい」との反応がたくさんあったため、ファシリテータ用の手引書も作成した。
- 専門調査会の基本方針と異なり、今回の資料を見ると、ポイントがいつの間にか「自助・共

助」だけになっているようなので、認識のずれを感じる。「公助」を外すのは不適切である。また、「減災」の国民運動であるはずが「防災」の国民運動となっている点も不適切である。また、資料6の「政府の取り組みは明らかに後退している」とある点は、内閣府のことであり、総務省消防庁や文部科学省は頑張っている。文部科学省では学習指導要領の改定等で防災教育につなげる要素が入ってきたし、消防庁でも積極的な取り組みが展開されており、国民運動の議論の成果と感じている。

- 企業の防災、事業継続に一所懸命取り組んできた。事業継続推進機構では、活動人員約1,600名、初級の事業継続管理者の有資格者が約1千数百名に達した。本来、行政が行うべきところ、同機構が人材的にもノウハウ的にも公を助けているという自負がある。企業の事業継続の取り組みはアイデアを出す人、情報を持つ人、勤務時間外に働ける人、とにかく一生懸命な人の上に成り立っているため、人を継続的につなぎとめるためのマネジメントの重要性を感じている。
- 減災につながるいいツールが存在しているのに回ってこず、また活用してこなかったことについて、反省も含めてジレンマを感じる。行政では、担当部局が違おうと情報交換もスムーズにいかない。PTAは地域に人間が必ずいるので、各団体がカバーできないところ等で連携して盛り上がっていく仕組みがほしい。
- 防災については、地震に関する話をしたり、チャリティコンサートやボランティア活動等を行ってきた。環境対策は、トップマネジメント事項になり、じりじりと既存不適格を許さない体制が整ってきている。防災に関する国民運動に関しても、自発的な取り組みに任せるのではなく、拘束力のある高い目標を設定し、インセンティブとなる制度、マークや認証を用いてボトムアップを図る政策を検討してほしい。
- ぼうさいフェスタを開いて、育った人が活躍できる場を提供したり、耐震まちづくりの取組を行政と共同で開始し、地域と行政とボランティアと専門家が地域を訪問して住宅の耐震化について具体的にアドバイスしたりしている。また、それらを支援する教育ツールの開発を継続しており、「納得感」と「我がこと感」を感じられる教材を作ろうとしている。

2) 各項目毎の議論（主な意見）

① 枠組みの構築について

- 国民運動の枠組みを考えるに当たっては、行政内部における枠組みはもちろん、民間においてそれを促進する仕組みのあり方について考えることも重要であるが、例えば「防災推進協議会」についても、現在の役割・機能について精査するとともに、各省庁が所管し同様の機能を有する他の団体との連携を検討することも必要になるのではないかと。
- 国が各主体の受け皿として民をうまくつなぐ組織を作るべきである。
- 消防行政はかなり変化してきており、予防に力を入れるようになってきた。内閣府として各省庁へも横断的に声かけし、実際の担い手の連携を支援する組織にすることも可能なのではないかと。
- 消防は自治体ごとに外郭団体が存在する等しっかりした体制が整っているため、国民運動の推進を検討するに当たっては、そうした団体と連携することを考えてもよいのではないかと。
- 地婦連では、ガス協会の地元の組織と連携を図っている。各業界団体の先には担い手になり得る団体が多数存在しているはずなので、全国団体としても連携し、地方レベルでも連携させるネットワークを作る方策もあるはずだ。
- 愛知県では、「防災協働社会形成推進協議会」というあらゆる業界団体をつなげる組織がある。国レベルでネットワークがないために地方レベルでも動きづらい現状がある。上でもつながり、下でもつながるといふしくみができるとうい。上から下へつながる部分では消防のしっかりしたネットワークを生かせたら良いのだが。
- 国民運動の枠組みを考えるに当たっては、事務局的な機能を担う専属の担当者確保することが重要である。
- 減災の担い手がたくさん存在しており、それぞれ取り組んでいるテーマがあるが、その取り組みが皆

に共有されていないなど、様々な問題がある。長期的な視点で、いろいろな活動を支える企画を行うグループを組織することなどにより議論していけば、国民運動の取組みは少しずつ見えてくるのではないか。

- 業界団体での、防災面での貢献や事業継続の必要性の検討は、地域の末端の販売店などには伝わっていない。
- 中央防災会議として倒壊率の半減などの数値目標を掲げたことは非常に評価すべき点。やらないことがデメリットであると感じられる仕組みを考えるべき。持続性があり実効力のあるクレジットを与える等の、地域や企業が参加しやすくなるための配慮が必要。
- 内閣府はつなぐ機能を担っているのだから、「枠組み」にもその機能を持たせるよう、検討してほしい。

② 環境整備について（主な意見）

a. 全体について

- 環境と防災の取り組みを徹底的に比較するべき。環境については、「人類の未来に対して、あなたは、企業は、国はどうするのか」という社会的責任についての問いを突きつけたところから、ミッション性の高い国民運動として定着した。環境から学ぶべきところを真似るべきである。裾野を広くするための戦略が重要。福祉団体、教育機関等あらゆるところに防災の DNA を植え込む戦略を持つべき。
- 「社会のために役に立ちたい」と考える人の割合は、今では約 3 分の 2 までに増えているので、そのような人を取り込んでいく戦略が必要である。

b. コンテンツ及び情報ライブラリの整備について

- コンテンツの掘り起こしは進んできたが、使い手の目的に合わせた整理が必要。生活者の視点で暮らしの中でどんな行動をすべきなのか、その地域の住民として何をすべきかを考えさせるものでなければ、映像等の教材をただ提供しても意味がない。
- コンテンツの整理については、内閣府が優秀なコンサルタントに委託すれば実現する。コンテンツをオペレートできる人を確保するとともに情報提供することが必要。
- NHKでは、阪神・淡路大震災等の映像を 2 分程度のビデオクリップでオンデマンドでダウンロードできるようになっている。原則として学校教育の現場で自由に使うことができる。
- 読売テレビの「幸せ運ぼう」の DVD はマスコミが収集した情報が詰まっている。ホームページから申請すれば希望者が入手できるようになっている。

c. ロゴ・マーク等の制定等について

- ヒアリング時に出た意見を見ると、最低限のハードルを設けるだけのゆるい制度にしておくと、多様な担い手の活動と内閣府の取組みが同じマークのもとに整理され、連携につながる可能性がある。
- 企業団体としては、比較優位にならないマーク制度にはあまり魅力を感じない。
- 「チームマイナス 6 %」と同様のものでは動かない部分もあることを考えておくべき。
- 「チームマイナス 6 %」のようなものは、しっかりした制度の設計とは別に考えて良いのではないか。まずは緩いマークを作っておいて、耐震化マークのような何らかの基準をクリアした時に使用できるマークについてはじっくり考えていけばいい。
- 「こども 110 番」等はマークをきっちり決めなくても必要性和目的が明確なので全国展開されている。中途半端にマークを決めてしまうよりは、国でマークを決めずにおいて、各地域で自由につけてもらうという方策もあるのではないか。
- アイキャッチを意識したやり方として、キャラクター等の活用等を考えてみても良い。
- アイキャッチを狙う共通のマークを設けておき、認証制度があるものについては、認証されて

いることを書き加えられる仕組みにするのも一つの方法である。

- 国レベルがやっていることと、地域のおじさんおばさんがやっていることのマインドが共通であることを感じられるようにしたい。取り組みを真似たり、真似られたりするとロゴ・マークがついてくる仕組みを考えても面白い。一方で、きっちりした認証制度も必要。
- ピンクリボンはりぼんのマークがかわいいことが魅力で、チームマイナス 6%はキャッチコピーが良かったのだと思う。国民運動についてはキャッチコピーも考えておくべきだ。
- やらなければいけないことのキャッチコピーが数個と共通のマークがあるとよい。

d. 重点課題の設定について

- 要援護者対策と防災教育を重点目標とするべきだ。一日前プロジェクトで調査をすると保険の大事さを語る人が多いので、保険制度についても考えられないか。
- 防災教育では、「マントル」等の理科系の用語は理解される一方、「筋かい」等の建築の分野の用語を知らないことが障壁になるケースがある。
- ずっと同じテーマでは飽きられてしまうため、直近の災害や事象を反映させたキャッチコピーを作成したり、各省庁、各地域で重点課題を設定したりする工夫が必要である。
- 重点課題は、耐震補強と家具固定、要援護者と支え合い、防災教育の3つに大別。
- フレーズについては、内閣府で標語募集をする等のやり方もあるのではないか。

e. 国民運動のノウハウの蓄積と活用について

- 学校や地域における防災訓練が陳腐化しているが、ぼうさいカフェのように楽しくてためになる防災訓練を開発するべきだ。各地域でなされている工夫をどう普及させていくか。
- 東京消防庁の防火防災功労賞制度のように、他の地域に生まれた取り組みを集めて紹介する仕組みがほしい。
- 事例集を作って紹介するのも良い。防災訓練の時間をどのように活用するかも。
- 防災教育について、限られた時間の中で先生の裁量に任せるのではなく、中央省庁が教育の一つとして位置づける英断が求められる。
- 幼稚園や私学団体などでは、国を待たずに自分たちでできることから動き始めている。

3) その他

今後の検討予定に関して、以下の意見があった。

- 自助・共助のモデル的な取り組みを調査することだが、公助を除かないでほしい。
- 地方公共団体で条例を制定しているかどうかで取り組みの温度差等が調べられそうなので、調査してみてはどうか。

6. その他

今回は、3月23日（15：00～17：00）ホテルフロラシオン青山で開催予定。

以 上

平成21年2月13日

災害被害を軽減する国民運動に関する懇談会（第1回）
出席者名簿

敬称略

委員

浅野 幸子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局・研究員
池上 三喜子	日本YWCA常任委員
大牟田智佐子	毎日放送ラジオ局報道部副部長・ 震災番組プロデューサー
鍵屋 一	NPO法人東京いのちのポータルサイト理事
亀山 薫	日本生活協同組合連合会専務スタッフ震災担当
中川 和之	(株)時事通信社防災リスクマネジメント Web 編集長
福和 伸夫	名古屋大学大学院教授
丸谷 浩明	財団法人建設経済研究所研究理事 特定非営利活動法人事業継続推進機構理事長
南 将美	元(社)日本PTA全国協議会副会長
山口 勝	NHKアナウンサー

(五十音順)

関係省庁

総務省消防庁	国民保護・防災部防災課
文部科学省	研究開発局地震・防災研究課

内閣府

田尻 直人	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）
山崎 速人	内閣府政策統括官（防災担当）付企画調整官（災害予防担当）
金山 宏一	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官補佐（災害予防担当）
鈴木 久男	内閣府政策統括官（防災担当）付主査（災害予防担当）

災害被害を軽減する国民運動に関する懇談会（第1回）

議 事 次 第

日 時：平成 21 年 2 月 13 日（金）
15:00～17:00

場 所：中央合同庁舎第 5 号館
内閣府防災特別会議室

- 1． 委員紹介
- 2． 開催趣旨
- 3． 国民運動の現状
- 4． 現状に対する認識について
- 5． 今後に向けた課題（フリーディスカッション）
- 6． その他

災害被害を軽減する国民運動に関する懇談会・委員等名簿

【委員】（五十音順）

浅野 幸子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局・研究員
池上 三喜子	日本YWCA常任委員
大牟田智佐子	毎日放送ラジオ局報道部副部長・ 震災番組プロデューサー
鍵屋 一	NPO法人東京いのちのポータルサイト理事
亀山 薫	日本生活協同組合連合会専務スタッフ震災担当
中川 和之	(株)時事通信社防災リスクマネジメント Web 編集長
福和 伸夫	名古屋大学大学院教授 <座長>
丸谷 浩明	財団法人建設経済研究所研究理事 特定非営利活動法人事業継続推進機構理事長
南 将美	元(社)日本PTA全国協議会副会長
山口 勝	NHKアナウンサー

【オブザーバー】

総務省消防庁国民保護・防災部防災課
文部科学省研究開発局地震・防災研究課
国土交通省住宅局建築指導課

【内閣府】

田尻 直人	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）
山崎 速人	内閣府政策統括官（防災担当）付企画調整官（災害予防担当）
金山 宏一	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官補佐（災害予防担当）
鈴木 久男	内閣府政策統括官（防災担当）付主査（災害予防担当）

災害被害を軽減するための国民運動の懇談会について

1 経緯・趣旨

内閣府では、これまで、平成 18 年に中央防災会議の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会」でとりまとめられた「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」(平成 18 年 4 月 21 日中央防災会議決定)等に沿って、各省庁、地方自治体、業界団体・企業、各種 NPO 等団体等の協力を得て、災害被害を軽減するための国民運動を推進し、また、各省庁、地方公共団体、業界団体・企業、大学・研究機関、各種 NPO、各地域の主体等においても、防災活動に積極的な団体を中心となり、さまざまな組織・団体が連携し、地道な活動が続けられているところである。

専門調査会終了後約 2 年を経過した現段階において、国民運動の現状を把握し、それを踏まえて今後における国民運動のあり方・具体的な方策について検討するため、内閣府（防災担当）において有識者を中心とした懇談会を開催するもの。

2 検討事項

本懇談会においては、以下の事項を中心に、有識者である委員による議論を踏まえ、検討を進める。

1. 国民運動を進めるための「枠組み」の構築について
2. 国民運動を進めるための環境整備について
 - 1) 全体
 - 2) コンテンツ及び情報ライブラリの整備
 - 3) ロゴ・マーク等の制定
 - 4) 重点課題の設定
 - 5) 国民運動のノウハウの蓄積と活用 等
3. その他の課題について

3 スケジュール

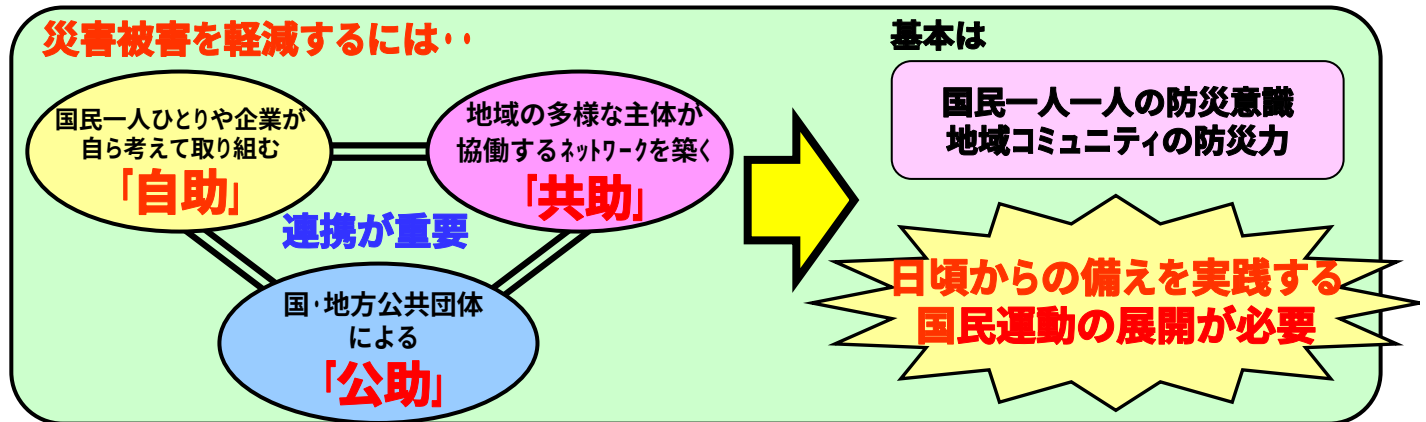
- 1) 第 1 回（平成 21 年 2 月 13 日開催予定）

災害被害を軽減する国民運動について、平成 18 年の中央防災会議の専門調査会が出された方向性を機軸にして、その後の動きを整理し、今後に向けた課題はどのようなものか、議論。また、事前に実施のアンケート調査結果を報告。

- 2) 第 2 回（平成 21 年 3 月 23 日開催予定）

第 1 回の議論から抽出された課題（隘路）を克服するための、具体的な方策について議論を深める。

中央防災会議「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会」について



経 緯

◆ 平成17年7月26日、中央防災会議の下に 「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会」設置

- 検討事項**
- 国民運動を推進するための基本方針 (平成17年度末まで)
 - 国民運動の推進に向けた取組の具体的な推進手法 (平成18年末まで)

背 景

平成17年版 防災白書 (平成17年6月14日国会提出)

「地震防災戦略に掲げた『今後10年で死者数及び経済被害額を半減させる』という『減災目標』を達成するためには、社会全体でその目標を共有し、生命、身体、財産を守るための具体的な行動を実践する国民運動を展開しなければならない。」

平成18年度 防災対策の重点 (平成17年7月26日 中央防災会議決定)

「個人個人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等における共助の取組みも減災社会の実現のためには不可欠であることから、国民一人一人の防災意識及び地域コミュニティ等の防災力を向上させるべく、国民運動を展開していかなければならない。」

委員名簿

(平成18年12月現在)
敬称略・五十音順

座長 樋口 公啓 東京海上日動火災保険(株)相談役

委員	浅 野 幸 子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局研究員
	池 上 三喜子	(財)東京YWCA副会長 (市民防災研究所理事)
	石 川 正 夫	(社)全国公民館連合会事務局長
	市 川 啓 一	(株)レスキューナウ代表取締役
	伊 藤 滋	早稲田大学特命教授
	大牟田 智佐子	毎日放送ラジオ局報道部
	兼 松 久 和	全国自治会連合会会長
	木 島 元 生	(社)日本青年会議所 LOM情報・活動支援委員会委員長
	吉 川 肇 子	慶應義塾大学商学部助教授
	重 川 希志依	富士常葉大学環境防災学部教授
	中 川 和 之	(株)時事通信社編集委員
	濱 田 政 則	早稲田大学理工学部教授
	東 浦 洋	日本赤十字社国際部長
	平 井 信 吾	アサヒビール(株)総務法務部長
	福 澤 武	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会長 (三菱地所(株)取締役会長)
	福 和 伸 夫	名古屋大学大学院教授
	丸 谷 浩 明	京都大学経済研究所教授
	南 将 美	(社)日本PTA全国協議会副会長
	目 黒 公 郎	東京大学生産技術研究所教授
	山 岡 耕 春	東京大学地震研究所教授
	山 口 勝	NHKアナウンサー
	吉 田 浩 二	(社)日本損害保険協会常務理事

検討経過

基本方針

- | | | |
|-----|----------------|-----------------------|
| 第1回 | 平成17年12月 9日(金) | 国民運動の背景、趣旨について |
| 第2回 | 平成18年 1月30日(月) | 基本方針の作成に向けた論点について |
| 第3回 | 平成18年 3月 1日(水) | 基本方針の作成に向けた骨子(素案)について |
| 第4回 | 平成18年 4月 3日(月) | 基本方針とりまとめ |

「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」 平成18年4月21日 第17回中央防災会議決定

- | | | |
|------|----------------|---|
| 第5回 | 平成18年 5月22日(月) | 具体的な推進手法検討の今後の進め方について |
| 第6回 | 平成18年 7月 6日(木) | 「地域社会における幅広い連携と参加の拡大」 |
| 第7回 | 平成18年 9月13日(水) | 「地域社会における幅広い連携と参加の拡大」
「安全への投資や防災活動のインセンティブづくり」 |
| 第8回 | 平成18年 9月27日(水) | 「地域社会における幅広い連携と参加の拡大」
「安全への投資や防災活動のインセンティブづくり」 |
| 第9回 | 平成18年10月 6日(金) | 「安全への投資や防災活動のインセンティブづくり」 |
| 第10回 | 平成18年10月30日(月) | 「災害をイメージする能力を高めるコンテンツの充実」 |
| 第11回 | 平成18年11月 7日(火) | 「災害をイメージする能力を高めるコンテンツの充実」
「テーマ横断的に取り扱う事項」 |
| 第12回 | 平成18年11月10日(金) | 「テーマ横断的に取り扱う事項」 |
| 第13回 | 平成18年12月 1日(金) | 全体振り返り |
| 第14回 | 平成18年12月13日(水) | 報告書とりまとめ |

報告書

「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」 平成18年12月13日 専門調査会報告

災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針の概要

はじめに ー安全・安心に価値を見だし行動へー

- ・安全、安心を得るために自助、共助、公助の取組が必要
- ・個人や家庭、地域、企業等が減災のための行動と投資を息長く行う国民運動へ

1 防災(減災)活動へのより広い層の参加 (マスの拡大)

- ・地域の祭りに防災のコーナーを
- ・防災訓練の際に家具備品の固定
- ・防災教育の充実
[学校教育の充実、大学生の課外活動の促進、公民館の防災講座の開催]



ぼうさい探検隊

2 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供 (良いコンテンツを開発)

- ・絵本や写真集、紙芝居、ゲーム等
多様な媒体の活用
- ・災害の体験談の活用



紙芝居「いなむらの火」

3 企業や家庭等における安全への投資の促進 (投資のインセンティブ)

- ・職場や自宅での安全への投資を促進
- ・ビジネス街、商店街における防災意識の醸成(「守る防災から攻める防災へ」)
- ・事業継続計画(BCP)への取組の促進



耐震補強工事の一例

4 より幅広い連携の促進(様々な組織が参加するネットワーク)

- ・国の機関、自治体、学校、公民館、PTA、企業、ボランティア団体などの連携



ガリンスタンドを使った
帰宅困難者支援訓練

5 国民一人一人、各界各層における具体的行動の 継続的な実践(息の長い活動)

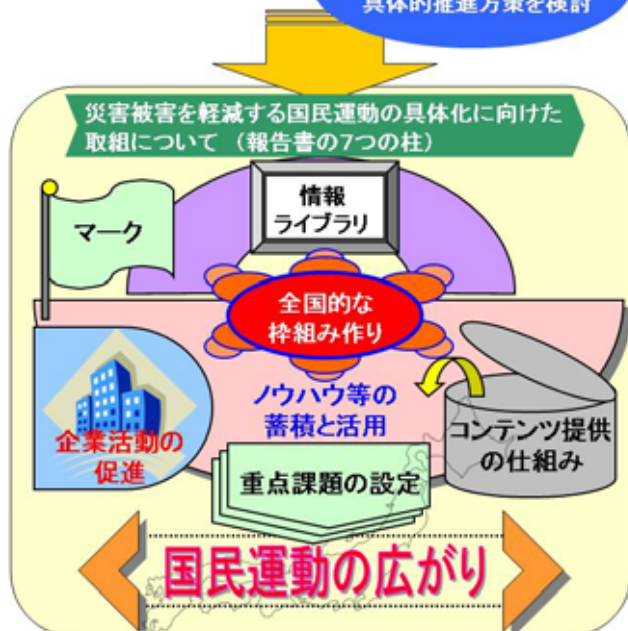
- ・地域ごとに防災活動の推進会議の設置を促進
- ・地域、学校、職場等における防災活動の優良事例の表彰



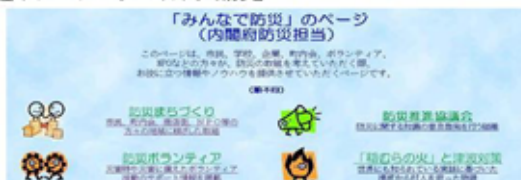
防災ポスターコンクール
防災担当大臣賞

◆平成18年4月21日決定◆
災害被害を軽減する国民
の推進に関する基本方針

専門調査会で
具体的推進方策を検討



現在のホームページ「みんなで防災」



わかりやすく体系化された情報を提供

国民運動 情報ライブラリ



(1) 防災活動への協賛



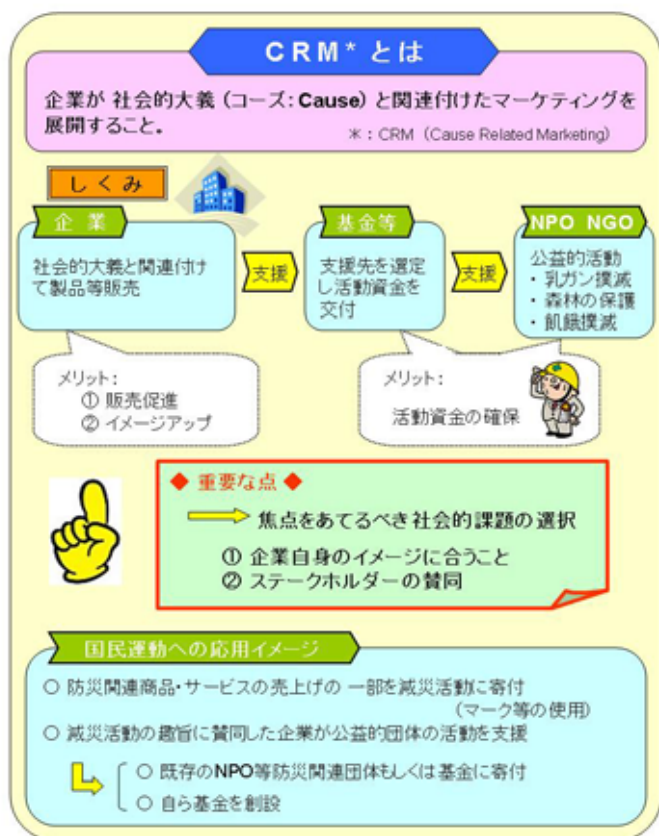
(2) 防災に関する付加価値



(3) 空間の安全性



4. 社会的課題の一つとして防災に関連づけた企業活動の促進



5. 災害をイメージする能力を高めるコンテンツを広範かつ効果的に提供するための環境づくり



6. 重点課題を設定することによる推進

時機に応じて以下の様な重点課題をその都度設定し、国民運動を推進する



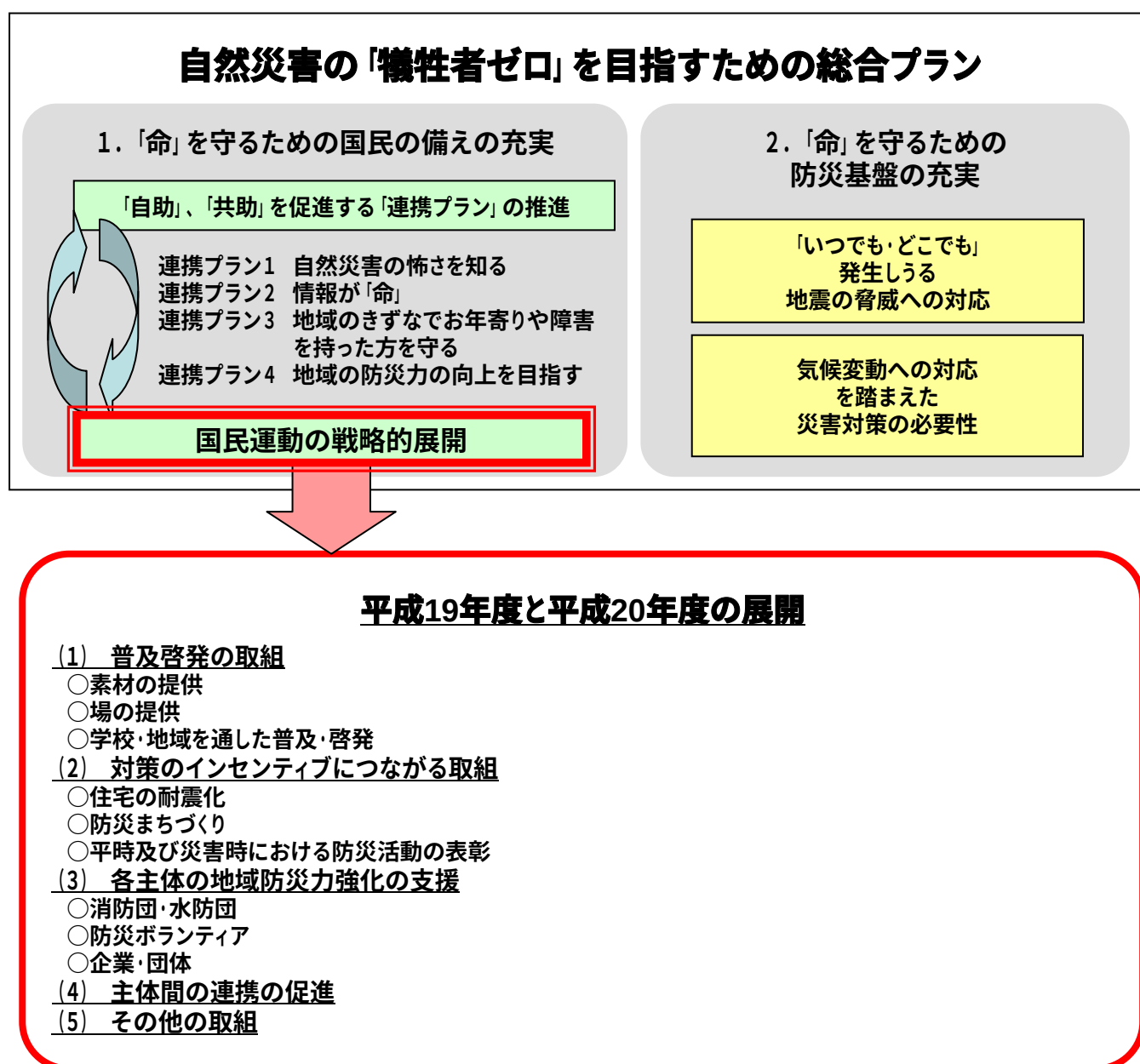
7. 国民運動展開のためのノウハウ等の蓄積と活用



内閣府及び各省の主な取組

政府では、平成20年4月に「自然災害の『犠牲者ゼロ』を目指すための総合プラン」を取りまとめ、公表した。

この中で、「国民運動の戦略的展開」が盛り込まれ、これを受け政府は、内閣府を中心とした各省庁において、国民の防災意識の向上、多様な主体の連携による地域防災力の強化などに取組んでいる。



(1) 普及・啓発の取組

○素材の提供

コンテンツ（「一日前プロジェクト」エピソード集、「減災のてびき」）の作成（内閣府）

一日前プロジェクトとは、「災害の一日前に戻れるとしたら、あなたは何をしますか」をテーマに各地の災害経験者等に語ってもらった内容を短い物語にし、読み手に災害に備えることの大切さに気づいてもらおうというもの。「減災のてびき」は、家庭や地域での減災への取組を7つのポイントに分け、分かりやすく解説している。いずれも国民運動のホームページで公表している。

災害教訓の継承（内閣府）

過去に経験した大規模災害について、被災の状況、政府の対応、国民生活への影響、社会経済への影響などを体系的に収集することにより、被災の経験と国民的な知恵を的確に継承し、国民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害被害対応に資することを目的としている。

○場の提供

防災フェアの開催（内閣府・防災推進協議会）

平成19年度は京都、平成20年度はさいたまで防災フェアを実施し、防災に関する各種展示や活動の紹介、実演に加え、緊急地震速報に対応した地震体験車等、市民が体験しながら自らの身の回りの安全について考える機会を提供した。

防災ポスターコンクールの実施（内閣府・防災推進協議会）

防災意識の高揚を図ることを目的に、毎年、防災に関するポスター・デザインのコンクールを実施し、防災担当大臣賞等を選出・表彰している。

ぼうさいカフェの開催（内閣府等）

「ぼうさいカフェ」は、地域の人たちに公民館などの身近な場所に集ってもらい、専門家や有識者等と交流し、楽しみながら防災に関する知識やノウハウを身につけ、自身の減災の取組につなげてもらうことを目的に企画されたイベント。平成19年度事業として全国10か所で開催した。

「防災とボランティアのつどい」の開催（内閣府）

一般国民に対する防災ボランティア活動の理解促進、防災ボランティア活動や自主的な防災活動の重要性を広めるため、平成7年度より、毎年「防災とボランティア週間」に開催している。

○学校・地域を通した普及・啓発

防災教育の充実（文部科学省）

学校における防災教育の充実を図るため、安全学習や避難訓練の進め方に関する教師用参考資料や、児童生徒が地震等による自然災害に対して備え、適切な行動がとれるようにするための防災教育教材の作成・配布、教職員を対象とした防災教育の研修会の開催（独立行政法人教員研修センターで実施）などの施策を講じている。

「防災教育支援に関する懇談会」の開催（文部科学省）

防災科学技術の研究成果を活用した防災教育の取組みを支援し、社会全体の防災力を高めるための方策について検討を重ね、平成19年度にとりまとめを行った。

防災教育支援推進プログラムの実施（文部科学省）

平成20年度より防災研究を実施する研究機関・大学等の研究者や、地方公共団体の防災担当者、学校の教職員等の連携による防災教育に関する取組を推進・高度化し、その成果を集約するとともに、全国への普及を図るものである。

第1次公募、第2次公募では、8機関を採択し、防災科学技術を活用した教材の作成、地域防災リーダー等の研究カリキュラムの開発、体系化された教育プログラムの開発等に取り組む。

防災教育チャレンジプラン（内閣府）

全国から募集・選定された防災教育プランを1年間実践し、成果を公開・共有することにより、各地域で自立的に防災教育に取り組む環境づくりを目指す取組を、平成13年度より継続的に実施している。

(2) 対策のインセンティブにつながる取組

○住宅の耐震化

耐震診断・耐震改修補助制度の拡充（国土交通省）

平成20年度、耐震改修に関して、収入分位40%以下の世帯の住宅においては、地域要件（既成市街地の避難路沿い）を撤廃すると共に、補助率の引き上げ（国と地方公共団体で23%）を行った。また、緊急輸送道路沿道の住宅については補助率を引き上げるなどの制度拡充を行った。

○防災まちづくり

「防災まちづくり大賞」の実施（総務省消防庁）

地域コミュニティ等における防災に関する取組みのうち、特に優れた取組みを総務大臣賞等により表彰する防災まちづくり大賞を実施し、防災上の効果を解説したパンフレット等により幅広く紹介した。

○平時及び災害時における防災活動の表彰

防災功労者表彰（内閣府）

防災功労者内閣総理大臣表彰は、「防災の日」及び「防災週間」に基づき、災害時における人命救助や災害被害の拡大防止等の防災活動の実施、平時における防災思想の普及又は防災体制の整備の面で貢献し、特にその功績が顕著であると認められる団体又は個人を対象として表彰するもの。平成20年防災功労者総理大臣表彰は5個人12団体が受賞し、また、防災功労者防災大臣表彰は9個人6団体が受賞。

(3) 各主体の地域防災力強化の支援

○消防団・水防団

「消防団協力事業所表示制度」の構築 (総務省消防庁)

消防団員の約7割が被雇用者であることを踏まえ、事業所の理解と協力を得て被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境を整備するために「消防団協力事業所表示制度」を構築した。

「消防団員確保アドバイザー派遣制度」の構築 (総務省消防庁)

消防団員確保に必要な知識又は経験を有する消防団職員等を地方公共団体に派遣して、消防団員確保の具体的方策等をアドバイスする「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を構築した。

「水防専門家派遣制度」の創設 (国土交通省)

水防訓練・講習会等において水防工法の指導等を行う水防専門家を派遣する「水防専門家派遣制度」が平成19年2月に創設され、水防団等の知識・技能の向上が図られている。

○防災ボランティア

「防災ボランティア活動検討会」の開催 (内閣府)

各地の防災ボランティア関係者が、ボランティア活動における課題や成果を持ち寄り、知識を共有かできるよう、平成16年度以来、毎年開催している。その検討成果は、防災ボランティア活動の情報・ヒント集、お作法集、資料集等として内閣府の「みんなで防災」のホームページに掲載している。

○企業・団体

事業継続ガイドライン等の策定 (内閣府)

企業の事業継続計画(BCP)の策定促進のために、「事業継続ガイドライン」やその解説書等の基本的な図書を策定し公開するとともに、業界団体・経済団体による業種別ガイドライン等の策定支援を行った。

(4) 主体間の連携の促進

「地域安心安全ステーション整備モデル事業」の実施（総務省消防庁）

地域コミュニティにおける住民パワーを生かし地域の安心安全を確保するため、自主防災組織等を核に地域の様々な団体と広域で連携し、防災・防犯活動を行う「地域安心安全ステーション整備モデル事業」を平成16年度から実施しており、計412の団体が選定されている。

「全国防災まちづくりフォーラム」の開催（内閣府・防災推進協議会等）

防災まちづくりに関連した地域内及び地域間の交流を支援し、防災まちづくり活動を活性化させ、関係する市民・団体に永続的な活力を養うことを目的として、平成19年度は京都市で、平成20年度はさいたま市で開催した。

(5) その他の取組

防災基本計画の修正

災害対策基本法第34条に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画である。この計画に基づき指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共機関は地域防災計画を作成している。

近年発生した災害の状況及びこれに対して行われた災害応急対策の効果等を勘案して、災害対策基本法第34条第1項に基づき、修正を行っている。

防災白書の作成・取りまとめ

災害対策基本法第9条第2項に基づき、防災に関する計画及び防災に関してとった措置の概況を国会に報告している。

広報紙「ぼうさい」のリニューアル

災害被害を軽減する国民運動の展開と合わせ、より多くの国民に対して実地的な防災知識の普及啓発を図る事を目的として、政府、地方公共団体、企業NPO団体、地域社会、一般の方々などの防災の取組状況や最新情報を分かりやすく伝えるためのビジュアルな広報誌を作成している。

災害被害を軽減する国民運動のページの開設

「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会」後の平成19年4月に、「災害被害を軽減する国民運動のページ」を開設した。

風水害・土砂災害・雪害対策

08年4月に公表された「自然災害の『犠牲者ゼロ』を目指すための総合プラン」の中では、関係省庁が連携して取組む事による相乗効果を目指し、策定した4つの連携プランの一つ（連携プラン4）に、「地域の防災力の向上を目指す～地域の助け合いで除雪できる体制の構築～」により地域の防災力を高めていく取組を図ることとしている。

「防災基本計画」について

① 趣旨

防災基本計画は、災害対策基本法第34条に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画である。この計画に基づき指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成している。

② 防災基本計画の修正について（H20.2.18）

近年発生した災害の状況や、中央防災会議における審議等を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項に基づき、次のとおり防災基本計画の修正を行う。

2. 国民運動の戦略的な展開

防災における自助・共助の重要性を踏まえ、国民運動を強力に推進するために、重点課題の設定や関係機関の連携等を戦略的に行う。

4. 企業防災の促進のための条件整備

大規模災害においても経済活動が停滞することのないよう、企業の事業継続計画の策定を強力に進めるため、そのような企業の取組みを積極的に支援することを目的とした情報提供体制等の条件整備を行う。

平成 20 年版「防災白書」について

1. 防災白書について

防災白書は、災害対策基本法に基づき、防災に関してとった措置の概況及び平成 20 年度において実施すべき防災に関する計画について報告を行うもの（災害対策基本法第 9 条第 2 項）

2. 防災白書の構成

第 1 部 災害の状況と対策

序章 災害に対する関心の高まりを「自助」「共助」の防災行動につなげる

- 1 国民の防災意識を防災行動へ
- 2 地域防災力の強化に向けて
- 3 防災対策に求められる新たな視点

第 1 章 我が国の災害の状況

- 1 災害を受けやすい日本の国土
- 2 自然災害の状況
- 3 平成 19 年に発生した主要な災害とその対策等

第 2 章 我が国の災害対策の推進状況

- 1 災害対策の推進体制
- 2 災害対策に関する施策
- 3 自然災害対策
- 4 事故災害対策
- 5 近年に発生した主な災害の復興対策

第 3 章 国民の防災活動の促進

- 1 災害被害を軽減する国民運動の推進
- 2 消防団、水防団
- 3 住民による自主防災活動の推進
- 4 防災ボランティア活動の環境整備
- 5 民間と市場の力を活かした防災力向上

第 4 章 世界の自然災害と国際防災協力

- 1 世界の自然災害の状況
- 2 国連防災世界会議と世界の防災への取組
- 3 我が国の国際防災協力

第 2 部 平成 18 年度において防災に関してとった措置の概況

第 3 部 平成 20 年度の防災に関する計画

平成 20 年版防災白書 序章の概要

災害に対する関心の高まりを「自助」「共助」の防災行動につなげる

大規模災害の切迫性

- ・周期的に発生する海溝型巨大地震
- ・多数存在する活断層
- ・気候変動による風水害の頻発・激甚化の懸念

毎年、台風や大雪等により多数の死傷者

過去 10 年間の要因別犠牲者数では風水害が最多

- ・風水害：654 名
- ・雪害：434 名

- ・大規模地震対策（地震防災戦略等）
- ・自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プランの策定

防災対策の実効性を高める必要

- ・国民の防災意識を防災行動へ
- ・地域防災力の強化
- ・防災対策に求められる新たな視点

I. 国民の防災意識を防災行動へ

国民の意識と行動のギャップ

- ・東海地震について関心のある人の割合・・・・・・・・・・95.3%

東海地震についての県民意識調査（静岡県、平成 19 年）

- ・大地震に備えて家具等を固定していると回答した人の割合・・24.3%

地震防災対策に関する特別世論調査（内閣府、平成 19 年）

参考）平成 16 年新潟県中越地震の際、家具の転倒によりけがをした人の割合は 4 割以上

防災対策の実効性を高めるためには、国民の高い関心を実際の行動に結びつけることが重要

（1）災害に対する切迫感を持って、防災の視点を日常生活に取り入れる取組みを強化

- ・地域の災害リスクをわかりやすく提供（例：ハザードマップ）
- ・災害を自分のこととして現実味を持ってとらえるきっかけの提供（例：一日前プロジェクト）
- ・実体験を重視した防災教育や災害体験のシミュレーション
- ・身近な防災への取組みのきっかけづくり（例：ぼうさいカフェ）

（2）わかりやすく、実践的な防災知識を提供

（例）

- ・固定すべき家具類のリストや、各家庭で常備すべきものの品目や量の目安などのチェックシート
- ・家具固定方法等の実践的な知識をわかりやすくまとめた手引き書

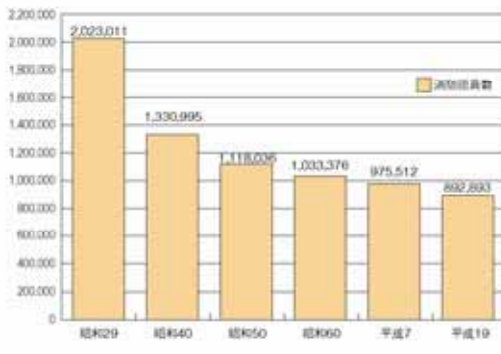
II. 地域防災力の強化に向けて

高齢化等により防災における地域の共助の役割が増大

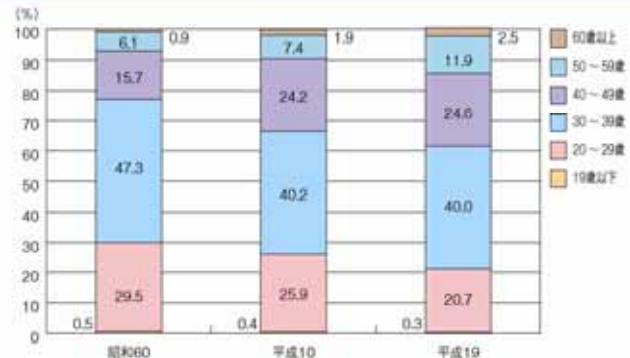
- ・ 阪神・淡路大震災では約 8 割の人が家族や近隣住民によって救出
- ・ 能登半島地震や新潟県中越沖地震では町内会が迅速かつ効率的に高齢者の避難を支援
- ・ 中越地震で被災した中山間地域における、ボランティアと地域住民の交流を通じた復興の支援

新たな担い手不足のため、地域防災力の低下の懸念

消防団員数の推移



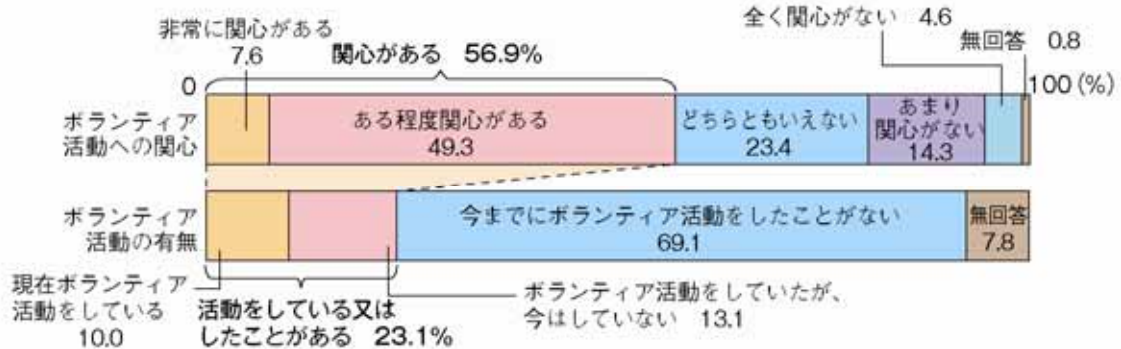
消防団員の年齢構成比率の推移



資料：消防庁

地域防災力の強化のためには、共助への関心の高まりを、地域の共助の取組みへの参加と結びつけることが重要

ボランティア活動への関心と行動のギャップ



資料：ボランティア活動等に関する調査（神奈川県，平成19年）

【 対策 】

- ・ 地域の防災活動と住民との接点を増やし、活動を目に見えるようにする
(例：防災とボランティアのつどい)
- ・ 「顔の見える」地域社会の実現のための取組みと併せて進める
(例：防災をテーマとしたコミュニティ活動の活発化)
- ・ 女性の地域防災への参加を促進
(例：防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大)

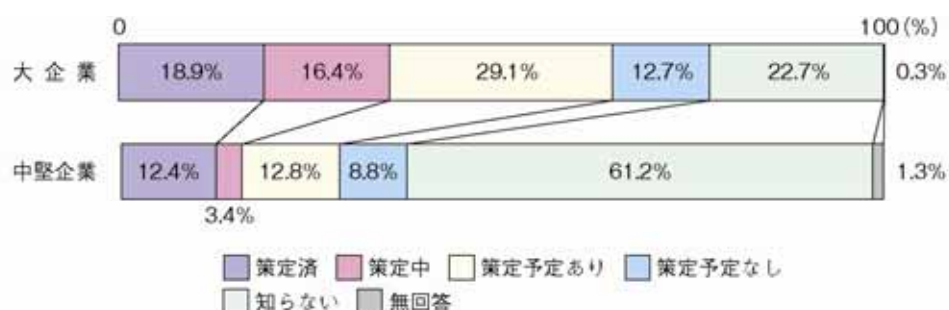
III. 防災対策に求められる新たな視点

(1) 事業継続計画（BCP）等企業防災の推進

策定率はなお目標に及ばない状況にあり、その策定を推進する必要がある

① 策定状況

事業継続計画の策定状況（大企業・中堅企業）



大企業…製造業の場合は資本金 10 億円以上かつ雇用者数 300 人超

中堅企業…大企業でも中小企業でもない企業

資料：内閣府調べ（平成 20 年 1 月）

② 策定目標（地震防災戦略）

- ・大企業…ほぼすべて
- ・中堅企業…50%超

【対策】

① 計画策定に対する経営層の意識を高めるための措置

- ・事業継続計画（BCP）の策定等企業防災への取組みが、格付けや融資等において適正に評価されるような条件整備

② 計画策定に必要な高度なノウハウ・スキルの提供

- ・業種業態に応じた計画の策定について、高度に専門的な助言・指導が受けられる支援環境の整備

内閣府（防災担当）広報誌「広報ぼうさい」について

広報誌	災害被害を軽減する国民運動の展開と合わせ、より多くの国民に対して実地的な防災知識の普及啓発を図ることを目的として、政府、地方公共団体、企業、NPO団体、地域社会、一般の方々などの防災の取組状況や最新情報を分かりやすく伝えるためのビジュアル的な広報誌である。また、平成20年度から、より多くの国民に防災への関心を持って頂けるように、読者層の拡大を図っている。
版型、頁数	A4、36ページ、フルカラー
発行部数	6,000部
配布先	都道府県・市町村の防災担当部局の他、市民窓口、公立図書館、公民館連合会、社会福祉協議会、教育委員会などに配布し、一般国民に対して防災に対する普及啓発を行っている。その他関係省庁、中央防災会議委員、専門調査会委員、指定公共機関、国会議員（衆・参災害対策特別委員会委員）にも配布している。また、並行して、ホームページへの掲載も行っている。 (URL: http://www.bousai.go.jp/kouhou/index.html)
発行回数	年6回（隔月刊、奇数月）
創刊	平成13年1月25日 内閣府防災担当 設置時（省庁再編平成13年1月6日） 現在、第49号まで発行（平成21年1月）

平成20年度版広報ぼうさい



広報ぼうさいの主な構成

特 集



災害報告



防災の動き



シリーズ 災害教訓



コラム（記者寄稿）



その他

寄稿（地方公共団体、有識者、報道関係）、インフォメーションなど

「内閣府防災情報のページ」について

1. 内閣府（防災担当）は、インターネットを通じた情報発信を、内閣府本府サーバから独立した専用サーバで実施している。
2. 掲載内容の変化及び情報量の増加によりホームページの構成が分かりにくくなってきたことから、平成19年4月にリニューアルを行った。
 - ①情報へ到達しやすく（各分野の掲載項目を整理）
 - ②サイト内を移動しやすく（共通メニュー設置により、情報への到達を容易化）
 - ③緊急情報の提示機能を強化（災害発生時にはトップページの緊急情報エリアを拡大）
3. 現在、記者発表資料、緊急災害情報、中央防災会議の議事等、防災施策全般に関する各種情報・取り組みの掲載による広報活動を随時行っている。
4. アクセス数 通常時：約8万件／月（平成20年5月実績）
災害時：約22万件／月（平成20年6月実績）

内閣府防災情報のページ

<http://www.bousai.go.jp>

災害緊急情報
災害時には、拡大表示し、災害情報、政府の対応等を迅速に発信している

記者発表資料
最新の記者発表資料を表示

(平成20年7月2日時点のトップページ)

風水害・土砂災害・雪害対策

1. 「犠牲者ゼロ」に係る雪害対策の取り組み

季節災害（風水害、雪害）を過去10年間で見ると、死者数の91%を数え、自然災害では最大の死因となっている。このため、07年12月に「自然災害の『犠牲者ゼロ』を目指すために早急に取り組むべき施策」を取りまとめ、対策の徹底を図ったところであったが、特に、雪害についてはH19年度についてみると平年並みの降積雪量であったにもかかわらず、40名を越える犠牲者が発生した。

このため、08年4月に公表された「自然災害の『犠牲者ゼロ』を目指すための総合プラン」の中では、関係省庁が連携して取り組むことによる相乗効果を目指し、策定した4つの連携プランの一つに連携プラン4として、「地域の防災力の向上を目指す～地域の助け合いで除雪できる体制の整備～」により地域の防災力を高めていく取組を図ることとしている。

関係省庁の担当者による「雪害対策担当者連絡調整会議」（第1回）を08年5月28日に実施し、次期冬期に向けた対応策を検討し提言をまとめることを予定している。

2. 防災態勢の強化に係る通知文書について

防災態勢の強化のために、指定行政機関、指定公共機関、関係都道府県に文書を発出し、注意喚起を促している。

（1）出水期に関する通知

出水期に関する注意喚起通知は、毎年梅雨期にかかる5月から6月をメドに発出している。

（2）降積雪期に関する通知

降積雪期に関する注意喚起通知は、毎年降雪・積雪の状況を勘案のうえ発出を検討し、発出する場合には12月をメドに発出している。

（3）融雪出水期に関する通知

融雪出水期に関する注意喚起通知は、当該年度の降雪・積雪の状況を勘案のうえ発出を検討し、発出する場合には3月をメドに発出している。

「防災推進協議会」について

協議会の概要

- (1) 防災推進協議会（以下、「推進協」とする。）は、国民運動の趣旨に賛同する民間団体等が、政府、地方公共団体と一体となって国民運動を推進するための全国的な枠組みとして設立した団体である。
- (2) 推進協は、防災週間が閣議了解された昭和57年に「防災週間推進協議会」として設置され、以来、主として、内閣府との共催により「防災フェア」、「防災ポスターコンクール」等の防災週間に関わる各種事業を展開してきた。
- (3) 平成18年の推進協総会において、「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」の中央防災会議決定を受け、防災週間の期間のみならず、通年で全国的にその展開を図っていくために、「防災推進協議会」と名称を変更し、中央防災会議の専門調査会において国民運動を推進するための具体化に向けた取組について報告書がまとめられたのを受け、平成19年の推進協総会において設立趣意書を改訂し、災害被害を軽減する国民運動の展開を図っているところ。

(参考)

防災推進協議会について

防災推進協議会は、政府、地方公共団体と一体となって防災週間行事を実施し、もって、「災害の未然防止と被害の軽減」に資するため、防災週間及び災害被害を軽減する国民運動の趣旨に賛同する民間団体等により設立された団体です。

昭和57年の設立以来、内閣府 ※ との共催により「防災フェア」、「防災ポスターコンクール」等の各種行事を展開してきました。

現在、次の70団体により構成されています。

※ 省庁再編以前(平成13年1月)までは、旧国土庁

防災推進協議会構成団体

会長 近衛忠輝 / 日本赤十字社 社長

日本赤十字社	(社) 日本損害保険協会	電気事業連合会
(社) 日本鉄鋼連盟	石油連盟	(社) 日本ガス協会
(社) 不動産協会	情報通信ネットワーク産業協会	(社) 全国防災協会
(財) 日本防火協会	(社) 生命保険協会	(社) 日本民営鉄道協会
(社) 日本建設業団体連合会	(社) 日本土木工業協会	(社) 日本鉄道建設業協会
(社) 建築業協会	(社) 全国建設業協会	(社) 東京銀行協会
(社) 全国地方銀行協会	日本百貨店協会	(社) 日本電機工業会
(社) 日本自動車工業会	石油化学工業協会	(財) 都市防災研究所
(社) 日本道路建設業協会	(社) 日本水道協会	(社) 全国消防機器協会
(社) 全日本トラック協会	(社) 日本ビルダング協会連合会	(社) 第二地方銀行協会
(社) 信託協会	(社) 日本河川協会	(財) 河川環境管理財団
(財) 日本建築センター	(社) 全国市街地再開発協会	(財) 高速道路交流推進財団
(社) 日本電設工業協会	(財) ベターリビング	(社) 日本公園緑地協会
(財) 日本ダム協会	(社) 土地改良建設協会	日本証券業協会
(社) 電気通信事業者協会	(社) 農業土木事業協会	全国共済農業協同組合連合会
(財) 日本気象協会	(社) 日本フードサービス協会	(社) 日本建設機械化協会
(社) 日本ホテル協会	太陽光発電協会	(社) 日本貿易会
日本製薬団体連合会	(社) セメント協会	(社) 日本旅行業協会
日本化学繊維協会	(財) 簡易保険加入者協会	(社) 日本治山治水協会
(社) 日本林業土木連合協会	(社) 全国宅地建物取引業協会連合会	板硝子協会
(社) 日本即席食品工業協会	(社) 電子情報技術産業協会	(社) 日本照明器具工業会
(社) 全国公民館連合会	日本生活協同組合連合会	全国地域婦人団体連絡協議会
(社) 電池工業会	全国移動無線センター協議会	
特定非営利活動法人事業継続推進機構	特定非営利活動法人 ITS Japan	

「防災フェア」について

「防災フェア」は、「防災の日」を中心とした「防災週間」の主な行事として、各種展示、映像、実演などを通じて、災害についての認識を深めるとともに、災害に対する心構え、地域や家庭における防災対策などについて正しい知識の普及を図り、国民の防災意識の向上、災害被害を軽減する国民運動の展開を図ることを目的としている（昭和57年から毎年実施）。

今年度は、さいたま市において「防災フェア2008 in さいたま」を下記のとおり開催した。

1. 主 催 内閣府、さいたま市、防災推進協議会
2. 期 間 平成20年8月22日（金）～25日（月）
3. 場 所 大宮ソニックシティ、鐘塚公園他
4. 来場者数 約7万人（4日間）

「防災ポスターコンクール」について

「防災ポスターコンクール」は、「防災の日」を中心とした「防災週間」の主な行事として、広く一般から防災に関するポスターデザインを公募することにより、防災意識の一層の高揚を図り、災害被害を軽減させるため、「日頃からの具体的な備え」を実践する国民運動を展開することを目的に実施している（昭和60年から毎年実施）。

今年度は「第24回防災ポスターコンクール」を下記のとおり実施中である。

1. 主 催 内閣府、防災推進協議会
2. 募集対象 幼児・小学1～4年生の部
小学5・6年生の部
中学生・高校生の部
一般の部
3. 募集内容 地震、津波、火山噴火、台風、豪雨、豪雪などの自然災害についての認識を深め、家庭・地域・職場・学校等における日頃の備え、自助・共助の大切さ、防災訓練・防災ボランティアの重要性を訴えるなど、「防災」をテーマとした個人の未発表図案で標語を入れたもの（火災による災害は除く）。
4. 応募期間 平成20年9月1日(月)～11月10日(月)

「一日前プロジェクト」について

被災者や災害対応経験者のみなさまにお集まりいただき、「もし、災害の一日前にもどることができたら、あなたは何をしますか」をテーマに、

- ① 被災直後の行動
- ② 体験を通じて上手くいったと思うこと、失敗したと思うこと
- ③ もう一度災害が発生したならば、次はどのように行動したいか
- ④ そのために日頃から何を準備しておけばよかったか

といった本音の話をお聞かせいただき、これらの話から導き出されるさまざまな教訓や身につまされる体験をショートストーリー（エピソード）に取りまとめたもの。

新聞、テレビ、ラジオ等で災害のリスクを分かりやすく伝える優良なコンテンツとして、全国各地で取り上げられており、国民運動を展開する重要なアイテムとなっている。

「一日前プロジェクト」一例

◆ 高い食器を二度割った

（福岡市 50代 女性） 福岡県西方沖地震（平成17年3月）

地震が起きた日はちょうど日曜日で、主人はゴルフに行っていました。私は家にひとりぼっちでした。で、着替えてソフトバレーボールの練習に出かけようとしていたら、ワーンと揺れて、うちの食器棚は観音開きだから、扉が左右にダーッと開いて、中の食器がバーッと飛び出しました。

割れた食器を見たら、いつもわりといいのを食器棚の手前の方に置いてあるから、コーヒーカップのセットやらクリスタルのグラスやらが落ちて粉々でした。それに、主人の退職祝いでもらった高い花瓶も割れてしまっているんです。「ああ、残念だったな」と思いました。

なもんで、そんな私をかわいそうに思った友達が、1回目の地震のあと、いくつか食器を持ってきてくださったんです。けど、1ヶ月後の2回目の地震のときに、それもまた割ってしまいました。

最初の地震で大事なものを割ってしまったから、しばらくは食器棚の扉が開かないようにヒモでくりつけていたのに、1ヶ月たったらもう忘れてるんです。



「減災のてびき」について

P T A、公民館、図書館等における社会人向け防災教育教材を作成している。
平成18年度に作成した「減災のてびき」は、「やればできる！減災」をテーマに災害による被害を少なくするための取組～今すぐできる7つの備え～を紹介。3万部印刷し、文部科学省や全国公民館連合会の協力を受け、全国の公民館（約17,000）、都道府県教育委員会などに配布した。
また、このパンフレットも各団体からの反応が良く、日本生活協同組合連合会は自らの経費でこのパンフレットを増刷し会員などに配布している。



団体増刷用

団体で自由に
使用できるページ



過去の世論調査から見る国民の防災対策の状況

1. 過去に実施されている防災対策に関する世論調査の概要

○「防災に関する世論調査」(平成 14 年)

調査概要	調査対象	全国 20 歳以上の者 3,000 人
有効回収数	2,155 人	(回収率 71.8%)
調査期間	平成 14 年 9 月 5 日～9 月 15 日	
調査方法	調査員による個別面接聴取	
調査項目	① 災害に関する意識について ② 地震対策に関する意識について ③ 防災情報に関する意識について ④ 防災訓練等に関する意識について ⑤ 災害時のボランティア活動に関する意識について ⑥ 自主防災活動に関する意識について	

○「地震防災対策に関する特別世論調査」(平成 17 年)

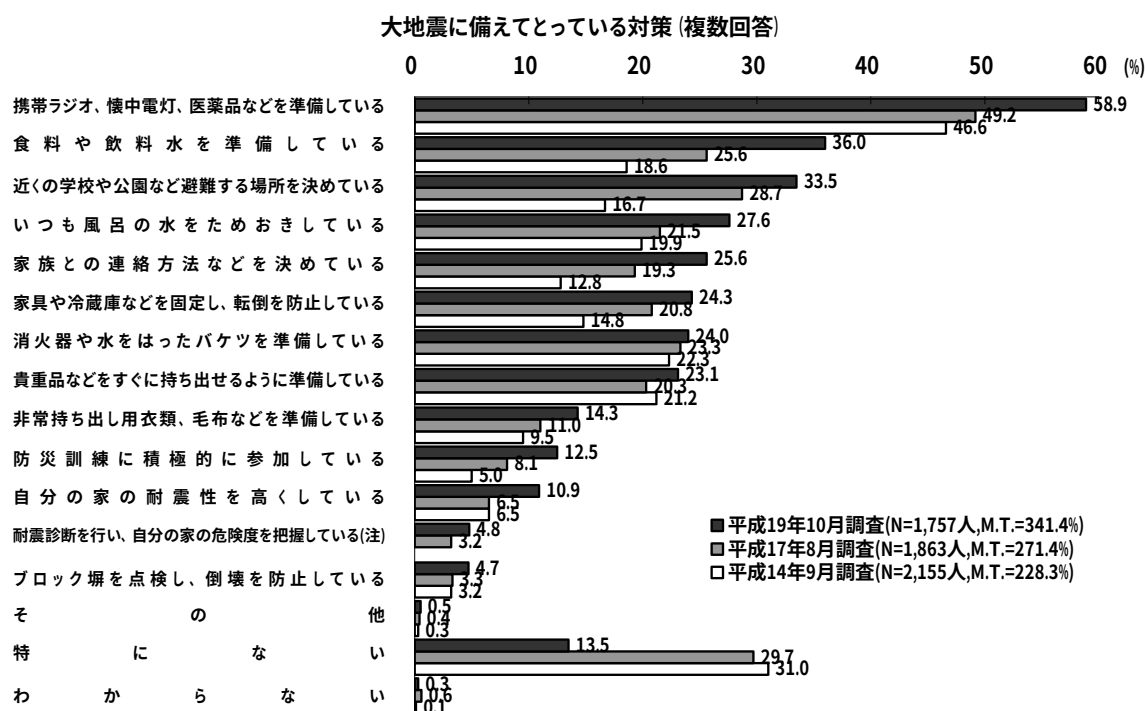
調査概要	調査対象	全国 20 歳以上の者 3,000 人
有効回収数	1,863 人	(回収率 62.1%)
調査期間	平成 17 年 8 月 11 日～8 月 21 日	
調査方法	調査員による個別面接聴取	
調査項目	① 大地震の起こる可能性 ② 耐震診断や耐震改修を実施したことがあるか ③ 大地震に対する住宅の危険度 ④ 耐震補強工事ができる条件 ⑤ ハザードマップ等の公表について	

○「地震防災対策に関する特別世論調査」(平成 19 年)

調査概要	調査対象	全国 20 歳以上の者 3,000 人
有効回収数	1,757 人	(回収率 58.6%)
調査期間	平成 19 年 10 月 4 日～10 月 14 日	
調査方法	調査員による個別面接聴取	
調査項目	① 耐震補強工事の実施について ② 耐震補強工事の実施予定がない理由 ③ 大地震に備えてとっている対策 ④ 家具や冷蔵庫などを固定しない理由 ⑤ ハザードマップの活用状況・意向 ⑥ 緊急地震速報を想定して準備しようと考えていること ⑦ 緊急地震速報を受け取ることができればよいと思う手段	

2. 防災対策の現状

○大地震に備えてとっている対策



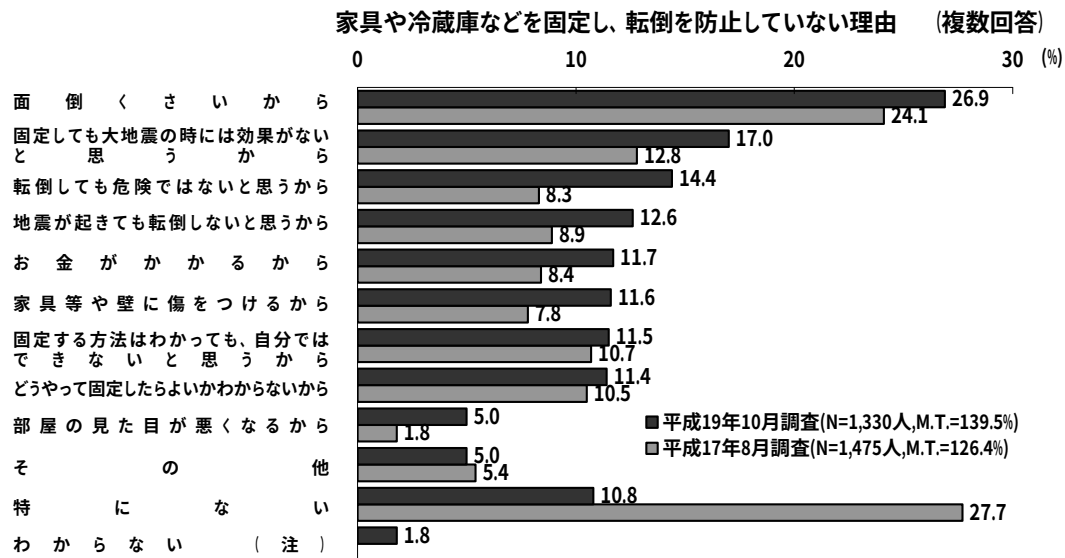
(注)平成14年9月調査では、この選択肢は用いていない

表 大地震に備えてとっている対策 (過去の調査)

該当者数	(複数回答)															計 (M.T.)
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
平成19年10月調査	1,757	58.9	33.5	36.0	24.0	27.6	24.3	23.1	25.6	14.3	12.5	10.9	4.7	4.8	0.5	314.4
平成17年8月調査	1,863	49.2	28.7	25.6	23.3	21.5	20.8	20.3	19.3	11.0	8.1	6.5	3.3	3.2	0.4	271.4
平成14年9月調査	2,155	46.6	16.7	18.6	22.3	19.9	14.8	21.2	12.8	9.5	5.0	6.5	3.2	※	0.3	228.3

- ・ 3回の調査のいずれにおいても、事前対策として最も多く行われている対策は「携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品などを準備している」であり、平成19年の調査時点では58.9%であった。
- ・ 近年の地震において、家具類の転倒や落下物による負傷者が3割から5割を占めており、家具等の固定は重要な地震対策の一つであるが、「家具や冷蔵庫などを固定し、転倒を防止している」と回答した人の割合は徐々に高くなっているものの、平成19年の時点で24.3%と、依然として低い割合にとどまっている。
- ・ 住居の耐震性の確保は、減災目標の達成のために非常に重要な対策であるが、「自分の家の耐震性を高くしている」と回答した人の割合は非常に低く、平成19年の時点で10.9%にとどまっている。

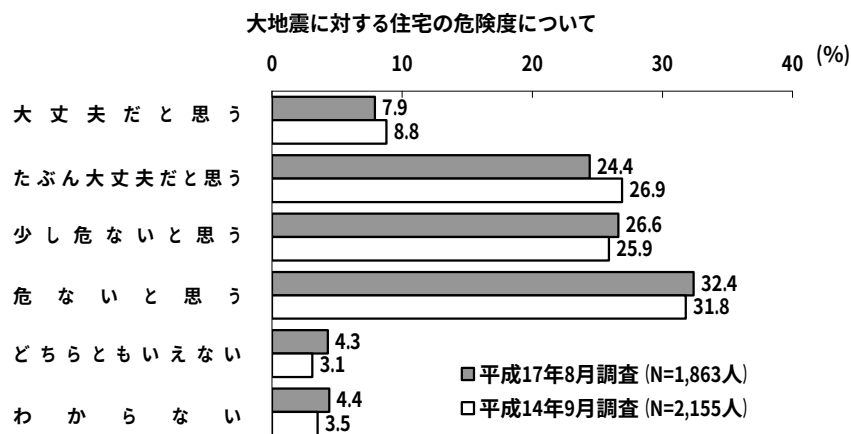
○家具や冷蔵庫などを固定し、転倒を防止していない理由



(注)平成17年8月調査では、この選択肢は用いていない

- ・平成17年の調査時点では、家具の固定を実施しない理由として最も多い回答は「特にない」であったが、平成19年の調査時点では、「面倒くさいから」が26.9%と最も多くなっている。
- ・「どうやって固定したらよいかわからないから」、「固定しても大地震のときには効果がないと思うから」、「固定する方法はわかっても、自分ではできないと思うから」といった回答があり、現実の防災行動をとるのに必要な実践的知識を持ち合わせていなかったり、知識はあってもそれを実践することが難しいと感じられていたりする。

○大地震に対する住居の危険度についての意識



- ・2回の調査のいずれにおいても、大地震に対して住居が「危ないと思う」と回答した人の割合が30%以上と最も高く、「大丈夫だと思う」と回答した人の約4倍である。
- ・平成17年の調査時点の方が平成14年の調査時点よりも、大地震に対して住居が「大丈夫だと思う」、「たぶん大丈夫だと思う」と回答した人の割合がわずかに低くなっており、逆に、「少し危ないと思う」、「危ないと思う」と回答した人の割合はわずかに高くなっている。

ヒアリング結果のまとめ（主な意見）

1. 国民運動の全国的な枠組作りについて

(1) 現状

- コーディネーターとしての内閣府自身の取組みが明確ではない。
- 推進母体が明確ではない。
- 防災活動に関する、地方と3大都市圏の環境の違いがある。

(2) 推進策

- 推進母体としての「防災推進協議会」の拡充を行う。
- 防災活動を推進する環境（表彰制度や教材、情報交換のできる場所、小額の支援金を提供する仕組みなど）の整備を行う。
- 民間レベルの様々な活動をつなげる場の設定を行う。
- 顔の見える関係にある地域のリーダーに防災活動の推進役を担ってもらう。
- 地域住民と（防災の）専門家の間を取り持つ人材の養成を行う。
- 国民運動の推進のためには、省庁間の連携や中央と地方の連携を行い、国が旗を振り続けることが重要。

2. 情報ライブラリの整備について

(1) 現状

- 災害被害を軽減する国民運動があまり知られていない。
- 専門調査会後に開設した内閣府のライブラリーには、調査会で発表した事例や掲載されているが、その後の運用や更新がなされていない。

(2) 推進策

- 使い勝手の向上を図る（他の防災情報を提供する優れたサイトとの積極的なリンクなど）。
- 誰が、どんな場面で、どのように使用するか、使い手の目的に合わせたコンテンツの配置を行う。
- 必要なコンテンツの充実（取組手法の事例紹介、防災に関わる人材の紹介、防災に有用な図書の紹介など）を継続的に行う。
- コンテンツの更新を行う（あまり使われないだろうなと思えるコンテンツの整理など）。

3. ロゴ・マーク等の制定について

(1) 現状

- 意識の共有化促進のためには有効ではないか。
- ピンクリボンのように、賛同する人の使えるマークは敷居が低く、取組みやすい。
- 町内会から中央省庁までの活動が一体的であるということを感じさせる「チームマイナス6%」(環境省)がある。

(2) 推進策

- 認証を必要とするものよりも、ある防災活動に賛同し、推進していく取組みであることを示すロゴ・マークは、実現可能性があるのではないか。
- 身につけられるようなものと認知度は上がる。
- NPOや企業がマークを利用し防災活動を行った場合、その活動報告書等をホームページに掲載する等の最低のルールを設ける。
- ロゴ・マークユーザー友の会のようなものを作り、友の会の事務局を都道府県に担わせる。

4. 防災に関連づけた企業活動の促進について

(1) 現状

- 企業の社会的な役割の観点から、本業と関連した取り組みを行っている企業がある(放送局による防災関連報道、鉄道会社による沿線地域の防災力向上など)。
- 事業継続への取組は、事業者の防災活動の底上げを行う機会を提供したといえる。
- 不景気になると企業の防災分野への活動は後回しになりがちである。

(2) 推進策

- 企業の取組みは、経営層によるところが大きいので、まず経営層に必要性を説得する必要がある。
- 企業が自らの事業を継続することが、雇用の確保につながり、地域貢献の第一歩となる。
- 生活に配慮した製品を開発販売(見栄えのよい固定金具、カビない浴槽など)することで、結果として国民の防災対策が進むという面があるのではないか。
- 企業が本来の活動を活かして防災に取組むことによって、防災のレベルが高まり、地域住民の信頼感や社員のモラルアップを通じて企業イメージを高める事ができる。

5. 災害をイメージする能力を高めるコンテンツを広範かつ効果的に提供するための環境づくりについて

(1) 現状

- 各主体で様々な防災教育ツールが作られているが、認知度は低い。
- 子ども向け、幼児向けの教育ツールがまだ不足している。
- コンテンツを普及させるための人材や機会がない。

(2) 推進策

- コンテンツの存在およびその効果を知らせることが必要。
- 楽しみながら開発する人たちが集まり、そこに資金の援助が行われれば理想的。
- ひとり一人が自分の住む地域についての情報が容易に得られるような仕組みの構築を行う。
- 防災教育について、これからは、それを正しく伝える人を育成していくことが重要。

6. 重点課題を設定することによる推進について

(1) 現状

- 「家具の固定」、「建物の耐震化」は、変わらず重点課題である。
- 安否確認システム、災害伝言ダイヤル、緊急地震速報など防災力を高める上で有効なツールがある。

(2) 推進策

- 耐震化の取組が進まない理由を順序立てて整理し、何がハードルとなっているかを明確にすることが重要（地域の人たちと地元の建築業者との信頼関係が不可欠、建築の基礎的知識がないと一般の人には理解されないなど）。
- 一定の効果のある経済的な補強方法をPRしたり、賃貸住宅の耐震性を広告に義務付けるなど思い切った方策が必要。
- 現在行われている引っ越し業者による家具固定を、業界団体への働きかけにより更に促進させることも有効ではないか。
- 課題を呼びかけるだけでなく、設置方法や工事を実際にどうやって実施するのかを具体的に考え、誰もが実施できる仕組みを作ることが必要。
- 「建物の耐震化」や「家具の固定」を推進する地域の団体・NPO等の取組みを

取り上げるなど、担い手同士の交流を促進し、横に展開していくことも有効。

- 長期的には、学校における防災教育に組み入れることが重要である。

7. 国民運動展開のためのノウハウ等の蓄積と活用について

(1) 現状

- 地域や団体の活動実践例や教材は多くあるが、周知されていない。

(2) 推進策

- 取組が継続できる環境作りや、人が集える場の増加がノウハウの蓄積に繋がっていく。
- 優れたコンテンツを担い手が互いに活用しあう仕組みづくりを行うため、内閣府等が、相互の仲介（団体、コンテンツの紹介、講師の派遣等）の役割を果たすことが必要。
- 地域が自立的に活動するためには、防災の専門家が支援役（わき役・応援役）となることが重要。
- この方法がよいという情報提供の仕方ではなく、多くのメニューを用意しておいて、地域特性に応じて選択が可能にするほうが望ましい。
- 防災だけでなく、食品安全や防犯など安全に関するトピックを同時に扱っているコンテンツだと利用する機会が増えるのではないか。
- ノウハウの蓄積と活用のためには、実践組織・団体の取組みを評価するプロセスが必要。

8. 国民運動における自助・共助促進の障壁について

(1) 現状

- 優れたコンテンツがあるのにその存在を広く知らせるしくみがない。
- 減災の取組みは、継続性が重要。行政は、人事異動や単年度予算のため方針変更などがあり、関係組織・団体や地域住民との信頼関係構築の面で障壁となっている。
- 省庁間及び国と都道府県の連携がとれておらず、情報の共有も不十分。

(2) 推進策

- 防災の自主的な取組みにおいては、活動に対する表彰や、公的な場での出番を設けることがモチベーションを継続するために有効。
- 防犯等の地域の課題とセットで取り組む。

- 国や地方公共団体等が横断的に防災に取り組む。

9. 自助・共助の取組の評価・指標化について

(1) 現状

- 様々な指標となりうるものは存在している。
- 行政の都合のよい指標を選定することには批判的な意見もある。

(2) 指標の例として考えられるもの

- 地震保険の加入率や住宅の耐震化率、自主防災組織の組織率
- BCP 策定済みの企業数、BCAO に加入している企業数、認定セミナーの参加者数
- 地域の想定被害額
- ブログなどで言及される数や防災関連のホームページへのアクセス数

10. 今後の各主体に期待すべき役割について

- 総合調整役として広く認知されている内閣府が主体的な役割を果たすべき。
- 行政は旗振り役としての任務を担うべき。
- 自主防災組織の取り組み方を、定期的に見直すべき。
- 主体的に社会にかかわっていない人たちへの働きかけを行うべき。
- 各主体の特徴を整理して、相互に連携できる仕組みを構築すべき。
- マスコミは番組等の中に防災を積極的に取り入れるべき。

11. 自助・共助(国民運動)の進展に必要な環境整備について

- 人、事、物、金、環境の5つが大きな要素。
- 企業にとっては税金の優遇措置や資格制度等ができると危機管理の取組みがしやすくなる一面もあるのではないか。
- 防災基本計画の骨太の見直し。
- 防災に関わるモデル的な事業の実施。
- 自治体にとっては地域支援企画員のような住民活動の支援策。

この3年間の自助・共助(国民運動)の取組の進捗状況について

- 自分の守備範囲で確実に進めている
- 地域差はあるが進んでいる

- 「企業防災」については、進んでいる。
- ボランティア活動について安全衛生の面では進んでいる。
- 耐震補強、家具の固定、NPO などの活動は動き出している。
- 内閣府の取り組みは明らかに後退している。
- 進展があるとは認識していない。

尚、ヒアリング等で頂いた意見を、見やすさの観点等から事務局で整理し資料にしたものであるが、意見の全てを網羅しているわけではない。（事務局）

今後に向けた具体的な課題

平成 18 年 12 月に中央防災会議の専門調査会でとりまとめられた「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」において、防災に関する 7 つの具体的な事項が挙げられているところであるが、それらを中心に、今後に向けた具体的な課題を、以下の通り整理した。

1. 「枠組み」の構築について

防災に関する国民運動（以下「国民運動」）を推進していくための枠組みとしては、どのようなものが考えられるか。

例えば、企業団体等による取組をできる限り民間主導で継続的にサポートしていく推進組織を考える場合、どのような主体が望ましく、また、国としての関与はどうあるべきか。さらに、内容が多岐にわたる民間での取組に一体感を持たせるための共通の仕掛けにはどのようなことが考えられるか。

2. 環境整備について

国民運動が自律的に推進されるための環境の整備（インセンティブ）に関わる課題としては、どのようなものが考えられるか。

1) 全体

国民運動の環境整備全体に通じる問題としては、以下のものがあるのではないかな。

- ・「人」、「事」、「物」、「金」、「環境」の 5 つの要素それぞれについて、どのように展開していくかが重要ではないかな。
- ・企業・団体等による取組ができる限り民間主導で継続的に行われることが必要。そのための国としてのサポートの体制にはどのようなものがあるか、また、国として地域における活動を支援する仕組みにはどのようなものがあるか検討する必要があるのではないかな。
- ・防災に関わる国民運動を総合的に推進するモデル的な事業の実施が必要ではないかな。
- ・自治体にとっては、地域支援企画員のような住民活動の支援策が重要ではないかな。

2) コンテンツ及び情報ライブラリの整備

防災に関するコンテンツの提供及び情報ライブラリの整備にかかわる課題としては、以下のものがあるのではないかな。

- ・まず、取組手法の事例紹介、防災に関わる人材の紹介、防災に有用な図書の紹介、わかりやすい教材、自分の住む地域に関する情報といった防災のための国民運動に不可欠な「コンテンツ」として、更に具体的にどのようなコンテンツを整備・充実することが必要か。特に、災害をイメージする能力を高めるコンテンツが重要なのではないかな。
- ・次に、様々な防災教育のためのコンテンツが作られているものの、その認知度は低いことから、内閣府の「情報ライブラリ」を整備し、コンテンツを使い手の目的に合わ

せて配置（誰が、どんな場面で、どのように）し、他の防災サイトとの間に積極的なリンクを貼るなど、「使い勝手」の向上が必要となるのではないか。

- ・また、認知度を高めるためには、「人」、「金」、すなわち、それらコンテンツの存在・内容を正しく伝えることのできる人材を育成すること、また、コンテンツの作成段階での費用、また、完成後数多くの部数を作成し広範に広めるための印刷費などの資金が、必要になってくるのではないか。

3) ロゴ・マーク等の制定 等

いわゆる「ロゴ・マーク等の制定」については、以下のことが考えられるのではないか。

- ・災害における強度等、製品の性能を評価・保証するような性格のマークだとすると、それを認証する組織をどこにするか、マークをつけた製品により事故が発生した場合の補償問題などを考慮すると、様々な問題があり、かなり困難なのではないか。
- ・一方、「ピンクリボン」キャンペーン、「チーム・マイナス6%」におけるそのように、その趣旨に賛同する者が自由に使えるマークのようなものであれば、導入は比較的容易であり、受け容れられやすいのではないか。
- ・こうした点を含め、マーク導入により目指す目的を明確にし、導入効果、対象とする活動、実施体制等について検討が必要ではないか。
- ・さらに、ロゴ・マークの制定を「防災と関連付けた企業活動の促進」へとつなげる方策として、有効な仕組みについて、検討を深めることが必要か。

4) 重点課題の設定

国民運動の推進には、「重点課題」を設定することが効果的であるとの観点から、以下のことが考えられるのではないか。

- ・「家具の固定」及び「建物の耐震化」が、特に重要な重点課題と考えられるのではないか。
- ・「家具の固定」については、現在、引越し業者により行われているものがあるが、業界団体等への働きかけにより、それを更に促進させることが重要ではないか。
- ・「建物の耐震化」については、必ずしも取組みが進んでいるとはいいがたい。まずはその理由を掘り下げる検討を行う必要があるのではないか。
- ・それらを主体的に進める人材や、その育成方策などの検討も必要ではないか。地域におけるこうした取組を進めるため、国として活動を支援する仕組みが必要ではないか。
- ・さらに、災害時の課題、すなわち、要援護者情報の取扱い、災害伝言ダイヤル、避難所のあり方、などが課題となるのではないか。

5) 国民運動のノウハウの蓄積と活用

国民運動については、将来の災害に備えるため、継続的に行われる必要がある。これについては、以下の点が重要と考えられるのではないか。

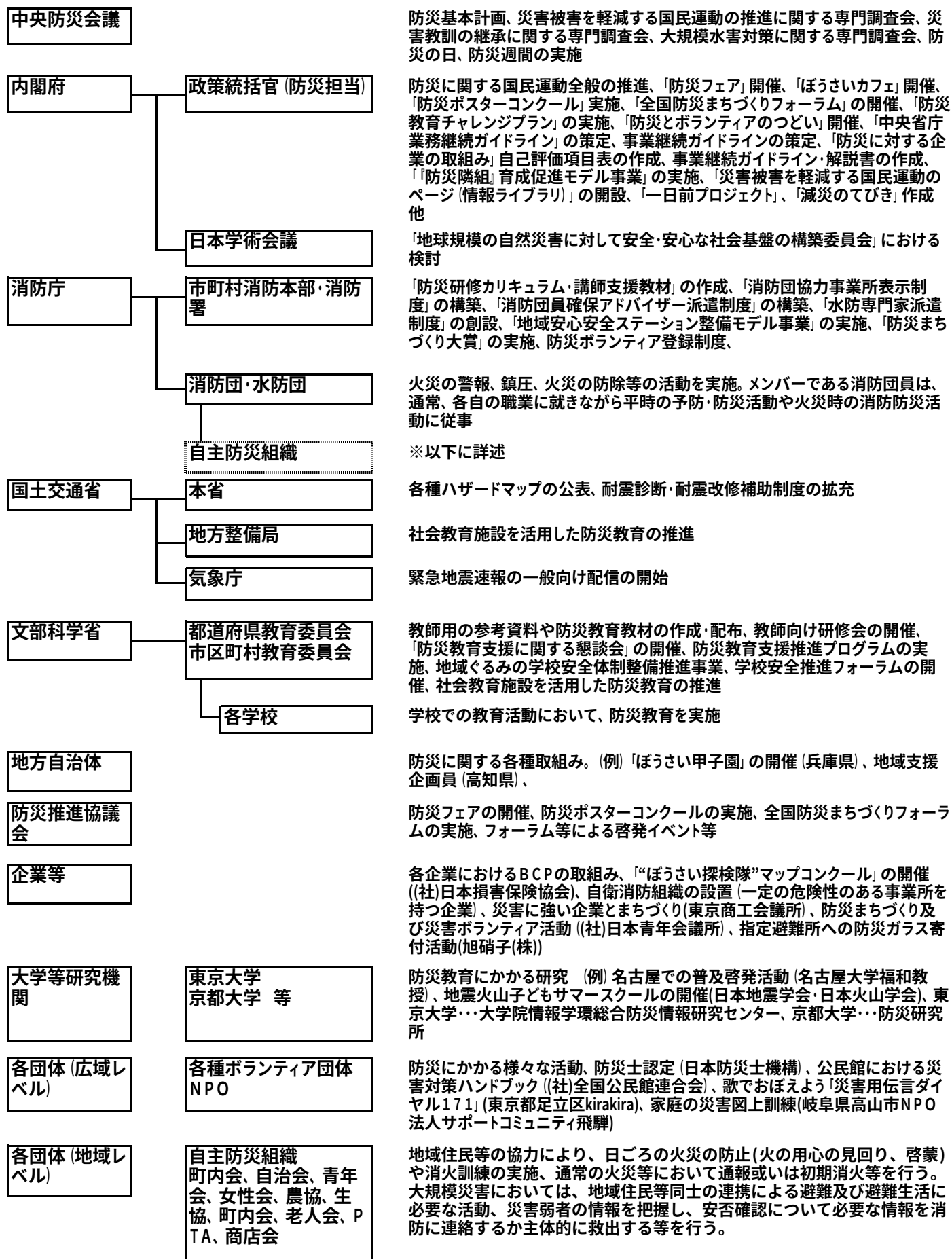
- ・人が集える場の増加、メンバーの新しい興味を引くインプットを得ることにより、ノウハウが蓄積されることになるのではないか。
- ・内閣府等が、相互の仲介（団体、コンテンツの紹介、講師の派遣等）の役割を果た

- したり、防災の専門家が支援役（わき役・応援役）となることが必要なのではないか。
- ・各組織・団体の取組が評価され、「マネをしたい」と思わせるようなプロセスが必要なのではないか。

3．その他の課題

その他、国民運動を推進する上で効果的と思われる、個別・具体の課題としては、どのようなものが考えられるか。

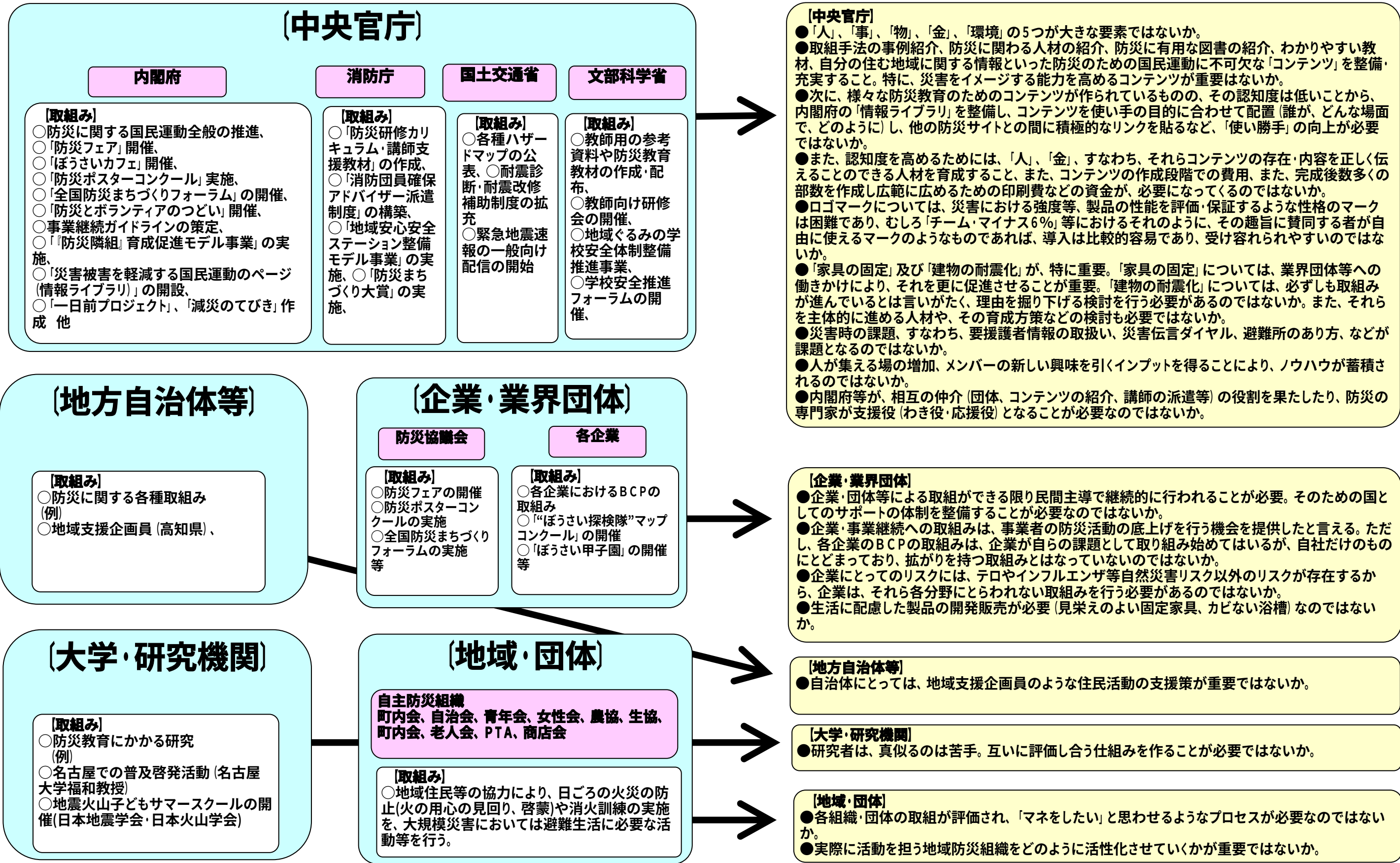
各主体における防災に関する国民運動の現状 (イメージ)



(注) 本資料は、あくまでも国民運動の現状のイメージのためのものであり、主体・活動内容等、網羅的なものではない。

【主体と取組み】

【主な課題】



地方公共団体の自助・共助の支援策

1. 高知県

基本方針・概要

南海地震による被害を軽減するために、南海地震への備えを、全県的な運動として展開し、習慣とすることで、生活、仕事、教育の中に防災文化を根付かせ、震災に強い地域社会を実現することを基本理念とした、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を平成 20 年 4 月 1 日施行した。県と市町村等が連携し、県民、事業者、自主防災組織等の自助・共助の取り組みを支援していく。

支援策

○住宅の耐震化

- ・ 木造住宅耐震化促進事業では、耐震診断、耐震改修設計、及び耐震改修工事について市町村を窓口として支援をしており、診断については市町村が耐震診断士を派遣し、改修設計と改修工事についてはその費用の一部を国、県、市町村が負担し補助している。

○家具の固定

- ・ 家具固定が困難な世帯への家具固定作業費の助成や自主防災組織が日常活動の一環として開催する家具転倒防止対策講習会を支援するなど地域ぐるみでの取り組みを促進している。

○防災教育

- ・ 情報提供の一環として、起震車の巡回派遣（平成 19 年度稼働日数 220 日、体験者は約 2 万 2 千人）、防災出前講座の実施（今年度 37 回実施）、自主防災組織リーダー研修会の開催（今年度 3 回実施）、自主防災組織の活動事例集の作成などがある。
- ・ 学校関係では教育委員会が文部科学省のモデル指定校を中心として防災教育に力をいれており、高知県では「土佐の防災学習プログラム」を作成している。

○その他

- ・ 市町村と南海地震対策の行政課題を検討するためのワーキンググループを設置している。
- ・ 災害時要援護者関係では福祉部局や保健所などが中心となって、地域支援を行っている。
- ・ 各市町村に地域支援企画員が配置され、自主防災活動など地域の取組を支援している。
- ・ 防災総合補助金で自主防災組織の資機材整備や防災訓練、避難路整備などの活動を支援している。

取組む際の悩み

中山間地域では過疎化や高齢化で自主防災活動の担い手が不足している。また、都市部においては、住民の連帯意識が希薄なことなどから核となるコミュニティが育っていない。これらの課題にどう取り組むか市町村と一緒に頭を悩ませている。

2. 和歌山県

基本方針・概要

平成 20 年 4 月に「和歌山県防災対策推進条例」を策定し、その中で県の責務、市町村・自主防災組織・県民の役割を記載している。また、具体的な施策では「和歌山県地震防災対策アクションプログラム」（平成 16 年 3 月策定、平成 19 年 3 月改訂）を作成し、目標を立てて個別施策を推進している。

支援策

○住宅の耐震化

ホームページ上で市町村の実施している耐震診断士派遣制度や耐震改修工事への補助制度、金融機関の融資制度を紹介。普及啓発のための防災講座を年に 10 回実施することを目標として定めている。

○家具の固定

アクションプログラムの中で、平成 27 年度末までに寝室や居間、子ども部屋などの主要な部分の家具の固定率 51%（平成 19 年度一部固定を含め 35.8%）を目標として定めている。また、市町村が実施する家具の転倒防止事業に対し、市町村負担額の 1/2 を補助する制度がある。（地震防災対策事業支援補助金）

○防災教育

教育委員会が平成 20 年 7 月に防災教育 DVD を作成し、小学校高学年生向けに活用している。また、高校生に対して、より専門的、技術的な知識をつけてもらう「高校生防災スクール」を実施しているほか、総合防災課では、住民向け出前講座（出張県政おはなし講座）を平成 14 年度より実施している（年間約 100 回）ほか、自主防災組織の中心的な担い手である地域防災リーダーを育成するため防災に関する知識・技術を学ぶ「紀の国防災人づくり塾」を平成 17 年度より実施している。また、平成 19 年 4 月には、災害に対する構えを学習・啓発するための拠点施設となる「稲むらの火の館」が広川町にオープンした。

○その他

平成 17 年度より県土整備部が小学生向けに出前授業を実施しており、防災関連のリクエストが比較的多い。平成 20 年度から洪水ハザードマップを活用した出前授業を開始している。また、平成 20 年 4 月に要援護者対策も含めた津波避難に関する「津波から逃げ切る！支援対策プログラム」を作成したほか、市町村が策定する災害時要援護者支援プランを推進するため、同 6 月に「和歌山県災害時要援護者支援マニュアル」を策定した。その他にも、県の総合防災課内に和歌山県自主防災組織情報連絡会の事務局を設置し、年に 2 回程度会報誌を発行している。

取組む際の悩み

- ・ 自主防災組織や学校での防災活動をサポートする人材の育成。
- ・ 地域で活動するためのプログラム、教材の開発。
- ・ 防災の第一線は市町村だが、役場では予算や人員の制限から新しい取り組みには消極的。一方、県が新しい取り組みと欲している市町村が従来から実施しているものもあるため、県の担当者がよく勉強していなければ市町村を混乱させてしまう。「コミュニケーション防災」をキーワードに取り組んでいる。

3. 徳島県 美波町

背景

美波町は、平成 18 年 3 月 31 日に日和佐町と由岐町が合併して誕生した。

支援策

○住宅の耐震化

国や県の補助制度のある木造住宅耐震診断と木造住宅耐震改修、美波町独自の支援制度「簡易耐震補強費補助事業」の 3 種類に取り組んでいる。

○家具の固定

自主防災組織が独自に地区内の家具転倒防止を実施しているが、申し込みは昨年 1 件と少ない状況。「簡易耐震補強費補助事業」の申込者には補助金によって家具固定も実施している。

○防災教育

各校で総合的な学習の時間を利用して防災教育を実施している。学校からの依頼があれば町の消防防災課が支援を行う。

○津波避難対策

津波避難タワーの整備、既存建築物を活用した津波避難ビルの整備等を進め、迅速な津波避難の実現に向け、取り組んでいる。

取組む際の悩み

- ・ 住民のニーズに対応するため、住宅の耐震化補助制度をいろいろ用意しているが、申込みはまだまだ低調である。その背景には町の少子・高齢化が影響していると考えている。住宅を管理する後継者がいない独居老人や高齢者世帯では、今更住宅に費用をかけたくない。したがって、今後は住宅の耐震化と併せて定住施策も推進し、地域力を向上させる必要があると考えている。
- ・ 市町村合併が防災にも少なからず影響を与えている。特に旧由岐町では合併前、地域担当職員制度により、防災活動を含め、各地域の地域づくり活動を地域担当職員がサポートしていたが、合併後、その制度が消滅したため、地域の自主防災活動が下火になってきた。

- ・ 政策面においても、町内会連合会をブレーンとして町の施策の優先順位を決定してきたが、合併後にその仕組みが消滅し、住民と行政との協働によるまちづくりから、行政主導のまちづくりに転換した。そのため、住民の意見が行政に届きにくく、公平な意思決定が難しくなり、住民と行政との距離ができてしまったように思われる。